

山口市 仕事と子育て 両立応援企業助成金

山口市では、仕事と子育ての両立可能な、男女共に働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を支援します。

■ 助成対象事業 ■

従業員が子育てしながら、働きやすい職場環境づくりのための取組で

次のいずれかに該当するもの

※国・県または市等の補助金等を受けた経費は対象外



一般事業主行動計画 の策定

例) 外部専門家への委託料、相談料
(報償費) など



労務担当者や 従業員に対する 研修、周知および啓発

例) 仕事と子育ての両立に向けた
啓発セミナー開催に係る講師
への謝礼(報償費)やテキスト
代などの消耗品費など



柔軟な働き方に 向けた制度の見直し

フレックスタイムや時差出勤
制度、短時間勤務制度の導入など

例) 外部専門家への委託料、相談料
(報償費) など



男性への育児休業 取得の促進

例) 男性への育児休業取得促進に
向けた啓発セミナー開催に係
る講師への謝礼(報償費)やテ
キスト代などの消耗品費など

休暇制度の見直し

子の看護等休暇の対象拡大、時間
単位の年次有給休暇制度の導入
など

例) 外部専門家への委託料、相談料
(報償費) など



女性管理職候補 者の育成や積極的な 登用

例) 女性管理職候補に向けた社内
セミナー・ワークショップの実施
に係る報償費、テキスト代、消耗
品費など

●その他、仕事と子育ての両立可能な職場環境づくりに向けた取組。※審査の上、助成を決定します

■ 助成対象者

□ 市内に主たる事業所を有する中小企業やNPO法人等

■ 助成対象経費

報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、委託料、使用料及び賃借料、その他適当と認められる経費

■ 助成率・限度額

助成率

助成対象経費の

1/2

助成限度額

5 万円

●助成金の申請は同一年度内において一回限りです。

■ 申し込み・問合せ先 山口市商工振興部 ふるさと産業振興課
TEL:083-934-2645 e-mail:furu@city.yamaguchi.lg.jp

詳細は市ウェブサイト
をご確認ください。



■ 申請から助成金交付までの流れ ■

※申請時には必ず市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。



事業認定申請

■ 提出書類

- ☐ 事業認定申請書(様式第1号)
- ☐ 事業計画書(別紙1)
- ☐ 事業実施に係る見積書等の写し
- ☐ 履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの(個人事業主の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び住民票の写し)
- ☐ 市税の滞納の無いことの証明書

市)事業認定通知

事業認定通知を受け取ってから事業に着手してください。
2月末日までに完了する事業が対象です。



事業実施 ※2月末日までに終了

交付申請・実施報告

※事業が終了した日から30日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日まで

■ 提出書類

- ☐ 交付申請書(様式第8号)
- ☐ 実施報告書(別紙2)
- ☐ 支払いを証する書類
- ☐ 助成対象事業の経過及び成果を証する書類

市)交付決定通知



交付請求

■ 提出書類

- ☐ 請求書(様式第11号)

一般事業主行動計画を策定しましょう

常時雇用する労働者が101人以上となる企業には、下記の法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知等が義務付けられています。

※常時雇用する労働者数が100人以下の企業は努力義務

	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法(次世代法)
目的	女性の職業生活における活躍の推進	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備
定める内容	女性の活躍に関する数値目標の設定	育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定 ※2025年(令和7年)4月以降に策定・変更した場合
具体例	女性の管理職の割合の増加、年次有給休暇取得促進など	男性の育児休業取得促進、時間外・休日労働時間の縮減対策など



一般事業主行動計画の策定、届出等については、
山口労働局雇用環境・均等室(TEL 083-995-0390)
へお問い合わせください。

詳細は検索してください

一般事業主行動計画の策定・届出等について

検索